

危機管理マニュアル



霧島市立天降川小学校

児童の安全確保と学校の安全管理に向けて

霧島市立天降川小学校

学校内での安全確保

1 日常の取組

(1) 校内体制や学校施設等の定期的な点検

- ア 大雨、地震、火災、不審者侵入時等の安全管理体制、係分担等を年度当初に作成し、確認する。
- イ 担任及び担当がやむを得ず児童の学習活動の場から離れる必要が生じた場合には、他の職員に連絡し、児童の状況把握を行う職員相互の協力体制をとる。
- ウ 月1回「安全点検日」を設定し、安全指導係を中心に施設・設備等の安全点検を行い、職員の共通理解を図るとともに、改善が必要な場合は早急に対処する。
- 点検結果を安全点検カードに記入し、安全指導係が取りまとめ、校長、教頭、安全指導係、事務職員とともに対策処置を早急に決定する。
- エ 緊急避難時の訓練を実施し、職員、児童が緊急時の避難の仕方、経路等について十分理解しておく。

(2) 校内巡視の体制

- ア 夜間進入等不審な点はないか、毎朝、校内巡視時に点検する。
- イ 始業前や放課後の活動は、担任・担当者の安全管理のもとで行う。
- ウ 校舎裏やトイレ、体育倉庫等、目の届きにくい場所は、校内巡視時に特に配慮する。
- エ 必要なときは、PTAや地域の積極的な協力を得て、校内の安全を確保する。

(3) 学校施設の安全点検

- ア 職員の目の届きにくい場所や職員の動線からはずれる場所については、職員の共通理解を図り、校内巡視時に配慮する。
- イ 下校時刻を遵守させ、下校後は出入り口を速やかに施錠する。
- ウ 学校施設開放は、利用団体及び責任者、利用人数を事前に届け出た場合のみ開放し、管理については十分理解を図る。
- エ 死角をつくる樹木や障害物は撤去する。

(4) 近隣校や地域・関係機関等との連携

- ア 不審者や事件、事故等の情報については、市教委や近隣の学校と互いに緊密な情報交換が行えるようにしておく。
- イ 地域や関係諸機関との連絡体制を日頃から整えておく。
- ウ 学校周辺も、日常的に巡視し、異状箇所がないか点検する。

2 緊急時の対応

(1) 児童の安全確保と誘導

- ア 大声を出す、ホイッスルを吹き続けるなど、周囲に危険を知らせる。
- イ 近くにいる職員と協力して児童生徒の安全を確保し、危険のない方向へ誘導する。
- ウ 不審者には、複数の職員で対応する。（警杖、ほうき、椅子、消火器等の活用）
- エ 警察、市教委、地域住民へ緊急情報を伝え、支援を要請する。
- オ 必要に応じて、養護教諭を中心に被害児童の応急手当を行う。

(2) 校長・教頭への緊急情報の伝達

- ア 校長・教頭は、指示系統の要として、常に情報が集まるようにしておく。
- イ 校長・教頭は、警察、市教委、PTA及び地域との窓口となる。
- ウ 校長・教頭は、報道機関との対応窓口となり、必要に応じて情報提供を行う。

家庭・地域との連携による安全確保

1 日常の取組

(1) 情報の収集と提供

- ア 家庭や地域と連携し、校区内の危険箇所の情報収集と点検を行う。
- イ 学校付近や校区内での見慣れない人や不審者を見かけたとき、警察及び学校に連絡するよう依頼しておく。
- ウ 犯罪や事故から身を守るためにの指導方法について、学校の取組を家庭や地域に発信・説明する。
- エ 家庭訪問及び学級PTA、学級だより等で情報や資料提供を行い（声かけ事案の発生等）家庭でも話し合いを持つようにしておく。
- オ 万が一負傷者が出了場合のことも考え、搬送用の車両を確保できる体制を絶えず整えておく。

(2) 校外での学習参観の推進

- ア 校外での総合的な学習や体験学習等の実施を保護者や地域の方々に周知し、児童が地域で学習していることを意識してもらうとともに、その様子を参観してもらう。

(3) 児童と保護者、地域の方々との交流

- ア 保護者や児童の地域活動への参加を推進するとともに、保護者や地域の方々にボランティアとして、授業時間だけでなく校外学習の引率や休憩時間・放課後などの遊び、その他様々な教育活動全般を支援していただく取組を展開する。

《緊急時の体制づくり》

不審者の発見や事件・事故などの緊急の情報を入手した場合には、下記の事項に留意し、学校・家庭・地域が連携して、児童の安全を確保できる体制づくりを行う。

- 1 犯罪や事故、不審者等の情報が迅速に学校へ伝達される協力体制を確立する。
- 2 緊急時における各家庭・地域への情報伝達が円滑に行える協力体制を確立する。
- 3 緊急時における登下校の保護者同伴、学校内外の巡回をはじめ、児童の安心感を高め、安全を確保する対応策を確立する。
- 4 緊急時において、学校・家庭・地域の連携のもとに行う安全確保の取組が迅速に行える体制を確立する。

児童への指導

児童の安全確保については、安全管理の充実とともに安全教育が重要な要素を占めている。指導にあたっては、時間の確保、効果的な方法、発達段階に応じた内容について計画的に指導し、自らの安全を守る力（危険回避能力、危険対処能力）を育てることが大切である。

1 指導時間とねらい

- (1) 朝の会や帰りの会において、安全指導の徹底を図る。
- (2) 学級活動等において、安全に行動できる態度や能力を育成する。
- (3) 学校行事等において、学校や地域の安全について確認する。

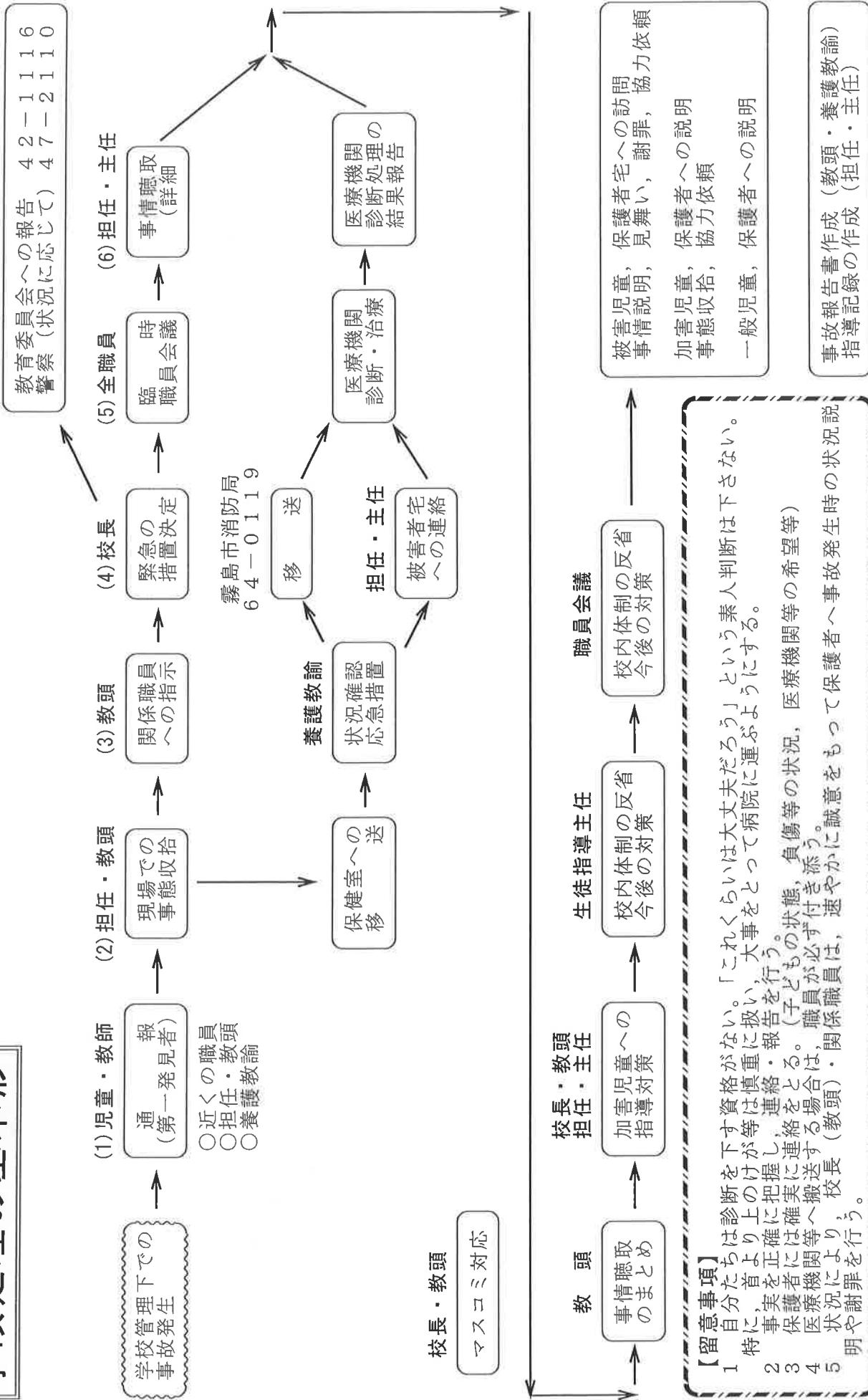
2 指導方法

- (1) 危険箇所マップの活用
- (2) 疑似体験学習（ロールプレイングなど）・K Y T学習
 - ア 知らない人にはついていかない。
 - イ 何かあれば大きな声を出す。その場から逃げる。
 - ウ 自分は大切な存在であるという意識付けを行う。
- (3) 事例を用いた学習（ケーススタディなど）

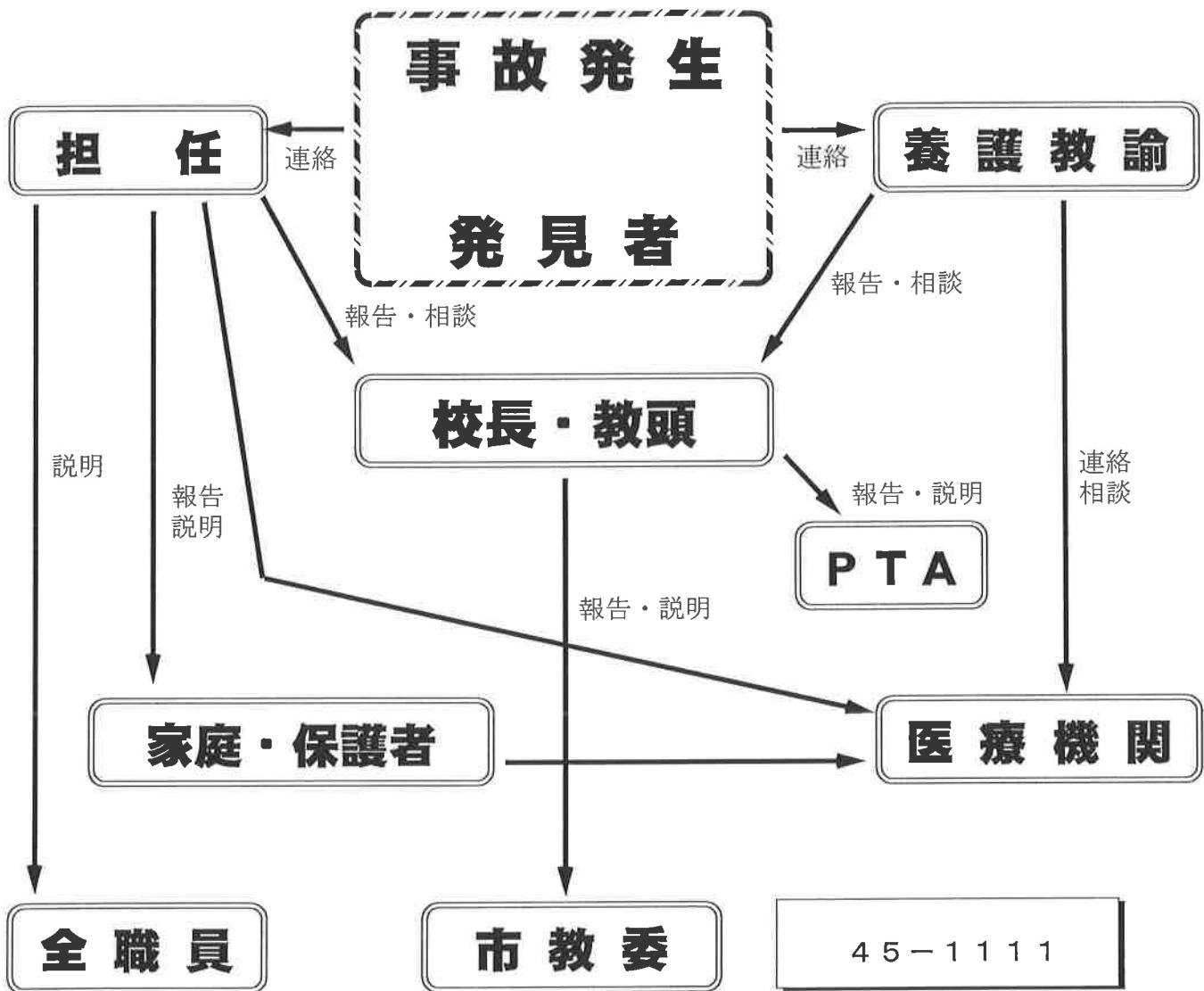
3 指導内容

- (1) 学校で決められた時間に登校する。
 - (2) 登下校は、必ず定められた通学路を通る。
 - (3) 帰宅後、外出するときは、行き先、用件、帰宅時刻を必ず家の人間に知らせる。
 - (4) 知らない人に誘われたり、車・バイクに乗るように誘われたりしてもついていかない。
 - (5) 身の危険を感じたら、大きな声で助けを求めたり、近くの家に駆け込んだりする。（「子ども110番の家」の活用）また、特徴を記憶していることがあれば情報として知らせる。
- ※ 「いかのおすし」の指導の徹底

事故処理の基本形



緊急処理体制(けが・病気)



【関係機関との連携】

霧島市消防局	64-0119
霧島警察署	47-2110
国分中央交番	46-4299
姶良・伊佐教育事務所	63-3111

【留意事項】

- ① 自分たちは診断を下す資格はない。「これぐらいは大丈夫だろう」という素人判断はしない。特に、首より上のけが等は慎重に扱い、大事をとって病院へ運ぶようにする。
- ② 事実を正確に把握し、連絡・報告を行う。
- ③ 保護者には確実に連絡をとる。(子どもの状態、負傷等の状態、医療機関等の希望等)
- ④ 医療機関等へ搬送する場合は、誰か職員が付き添うようにする。
- ⑤ 状況により校長(教頭)・関係職員は、速やかに誠意を持って、保護者へ事故発生時の状況説明や謝罪をする。

天降川小学校防災計画

第一章 総 則

第1条 この規定は、霧島市立学校管理規則に基づいて、火災・地震・水害等の非常災害に際し、児童・職員の生命を保護し、あわせて校舎並びに諸施設や物品の保全を期することを目的とする。

第二章 組織と機構

第2条 常時の火災予防について徹底を期するため、防火管理者をおき、その下に火元責任者及びその他の責任者をおく。

防火組織及び業務・分担

◇ 火元責任者（常時の火気の取締り）

各学級教室	各学級担任	家庭科室	西小野	教材室	学年主任
職員室	佐藤教頭	音楽室	佐々木	更衣室	学年主任
校長室	大倉野教頭	準備室	佐々木	給食配膳室	奥山
会議室		理科室	市来・乙田	体育館	中村
事務室	田上	パソコン室	長倉	体育倉庫	中村
主事室	川野・鶴木	購買部	高木	あもりっこ1	岩永
印刷室	有馬	図書室	矢野	あもりっこ2	奥
放送機器室	長倉	保健室	浦田		
職員更衣室	神園・中村	職員トイレ	佐藤・大倉野		
図工室	加藤	トイレ	隣接学級担任		

防火
管理
者

（校長）

◇火気施設検査責任者（教頭） 電気施設（有馬） ガス施設（有馬） (施設の正常作動維持)

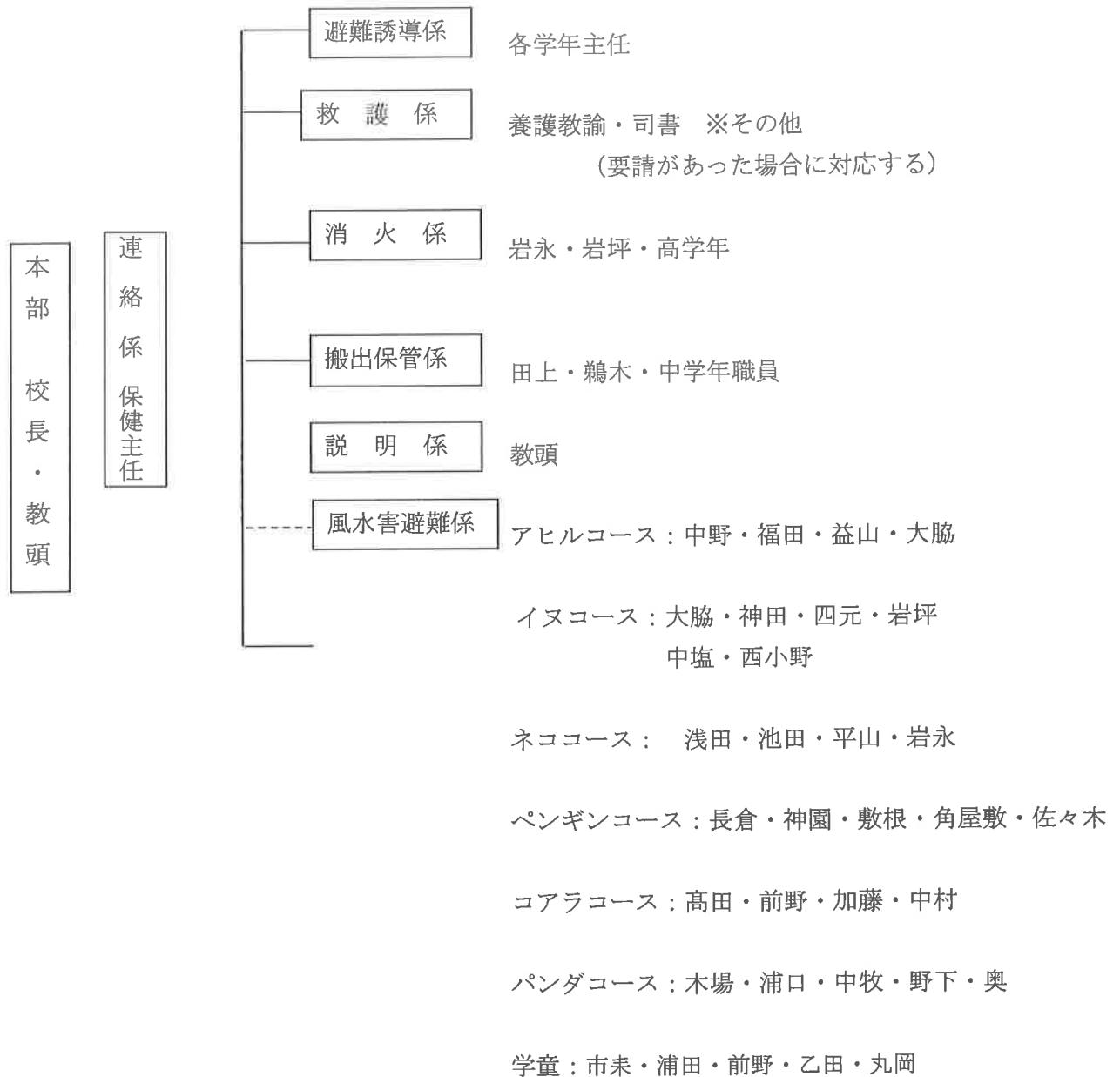
消火器・消防ホース（田上）

◇防火・消火施設責任者 プール（中村） 火災報知器（敷根） 避難施設（敷根） 避難経路（乙田）

第3条 火災その他の事故発生時、被害を最小限に留めるため、緊急処理体制を組織する。

係	主な仕事内容
本部 (総務)	○警報、避難指示・本部の設置をする。 ○関係機関への連絡・情報入手等を行う。
連絡係	○現場へ行き現状を確認し、本部と連絡をとる。 ○本部からの指示により、各係との連絡にあたる。
避難誘導係	○避難場所への誘導、避難後の児童の掌握、管理にあたる。 ○人員の点呼・責任者への連絡をし、学年責任者を残して、他の職員は本部につき、指示を受ける。 ○避難の際は、事故のないように通行の管理にあたる。
消防係	○初期消火の任にあたる。 (消防関係者と協力して消火にあたる。) ○消火器具等の操作方法の確認等を平素から行う。
搬出保管係	○搬出書類・器具等、可能なものを事前に調査し、搬出の任にあたる。 ○耐火金庫の保管整備に留意する。

救護係	○避難場所近くに救助場所を設け、傷病者の応急処置及び保護の任にあたる。
説明係	○地震の際など、必要に応じて保護者や外部との連絡にあたる。



第三章 火 災

第4条 火災予防策として、次のことを定める。

- 1 所定の場所以外での火気の使用を禁止する。
- 2 火気使用後は、使用責任者及び使用者が消火を確認し、火元責任者の点検を受ける。
- 3 ストーブ、ガスコンロ、アイロン等は消火確認後、個数を点検し、所定の場所に整理する。
- 4 火気の使用場所、電灯、電熱器、ガスコンロ及び引火しやすい薬品等の使用上の注意は、全職員が熟知し、取り扱いには十分注意する。さらに、電気配線は定期的に検査し、漏電による事故防止に期する。
- 5 毎月、各施設の安全点検を行い、改善を要する箇所は即刻実施する。

第5条 火元責任者は、常に各自の管理責任区域の火気について厳重な取締りをし、火災予防に努める。

第6条 万一、火災が発生した場合は、被害を最小限に留めるために、次の要領により対処する。

- 1 授業中、校内において発生した場合

- (1) 発見者は、機を失せず全職員に通報する。
- (2) 校長又は教頭は、消防署、教育委員会の順に通報する。
- (3) 職員は、防火管理者（校長）の指示に従い、児童を安全な場所に避難誘導する。
- (4) 職員は、児童を安全な場所に誘導した後、緊急処理体制の係分担に従い、業務を遂行する。（ただし、児童の安全に支障のある場合は、児童の安全確保を業務とする。）

- 2 休業中及び夜間に校内で発生した場合

- (1) 発見者は直ちに次の順序で報告する。

・消防署（119）→校長宅（清水校長 090-7398-1877）
→教頭宅（佐藤教頭 080-5219-3103）
→教頭宅（大倉野教頭 090-9586-2517）

- 3 学校付近で発生した場合

- (1) 授業中の場合は、学校長の指示に従い、状況に応じ適切に対応する。

第四章 地震・風水害

第7条 地震が発生した場合は、被害を最小限に留めるために、次の要領により対処する。

- 1 第一次通報により、机の下に入らせる。
- 2 第二次通報（避難指示）後、指示された場所に避難、集合する。

第8条 風水害が発生した場合、全児童が安全に帰宅できるように、次の要領で対処する。

- 1 風水害の状況により、地域子ども会別に集団で下校させる。
- 2 職員は、学校長の指示による分担に従い、児童をそれぞれの地域まで安全に引率する。

第五章 避難

第9条 災害が発生し避難する場合本部（校長・教頭）の指示に従い、迅速に避難する。

第10条 避難に際しては、児童・職員は次の事項を厳守する。

- 1 口を閉じる。
- 2 先生の指示を守る。
- 3 秩序を守る。
- 4 前の人を押さない。
- 5 途中で引き返さない。

第11条 火災発生による避難は、次の要領です。

- 1 教室から避難する場合

- (1) 担任は児童に、「席に着き静かに次の指示を待つように」指示する。
- (2) 窓を閉める。
- (3) 担任は、児童出席簿（公簿、児童の出欠確認）を携帯する。
- (4) 教室の出入口に近い方から順に出て、二列縦隊に整列する。
- (5) 担任は、全員が整列したことを確認の後、列の先頭に立ち、避難指定場所へ誘導する。

(6) 児童は、学習用具を持たずに避難することを原則とする。

(7) 上履き、着衣等は、発生時のまます。

(8) 避難の際は、煙・ガス等を吸わないよう措置する。

2 校庭から避難する場合

(1) その場に腰をおろし、次の指示を待つ。

(2) 指示により、避難場所に集合し、自分の学級の場所に並ぶ。

第12条 地震発生による避難は、次の要領です。

(1) 第一次通報もしくは、激しい地震を感じ、担任の指示が出たら、机の下に入る。

(2) 担任は、出入口の戸を開けた後、机の下に入る。

(3) 担任は、児童出席簿(公簿、児童の出欠確認)を携帯する。

(4) 第二次通報(避難の指示)により、教室の出入口に近い方から順に出て、二列縦隊に整列する。

(5) 担任は、全員が整列したことを確認の後、列の先頭に立ち、避難指定場所へ誘導する。

(6) 児童は、学習用具を持たずに避難することを原則とする。

(7) 上履き、着衣等は、発生時のまます。

(8) 避難の際は、落下物から頭部を保護するよう措置する。

第13条 担任は、避難場所へ児童を誘導後、人数と安全を確認し、異常の有無を学年主任へ報告する。学年主任は本部(教頭)へ報告する。

第14条 避難経路並びに避難場所は別表1のとおりとする。

第15条 避難訓練の実施

地震と火災を想定し、毎年2回実施する。

第16条 防火設備等の点検実施(3月)

点検結果については霧島市消防局に報告する。

○ 活動計画

月	行事等	主な内容
4	係会	○年間計画、防火防災組織の作成 ○避難経路と防火器具等の確認 ○避難経路確認訓練の内容検討 ○地震を想定した避難経路確認訓練(朝活動)
	避難経路確認訓練打ち合わせ	
	避難経路確認訓練	
5		○消火器・消火栓の点検
6	係会	○1学期の反省及び2学期の計画
10	避難経路確認訓練	○火災を想定した避難経路確認訓練(朝活動)
12	係会	○2学期の反省及び3学期の計画
1	避難経路確認訓練	○児童に前もって知らせない避難経路確認訓練
	係会	○次年度の計画

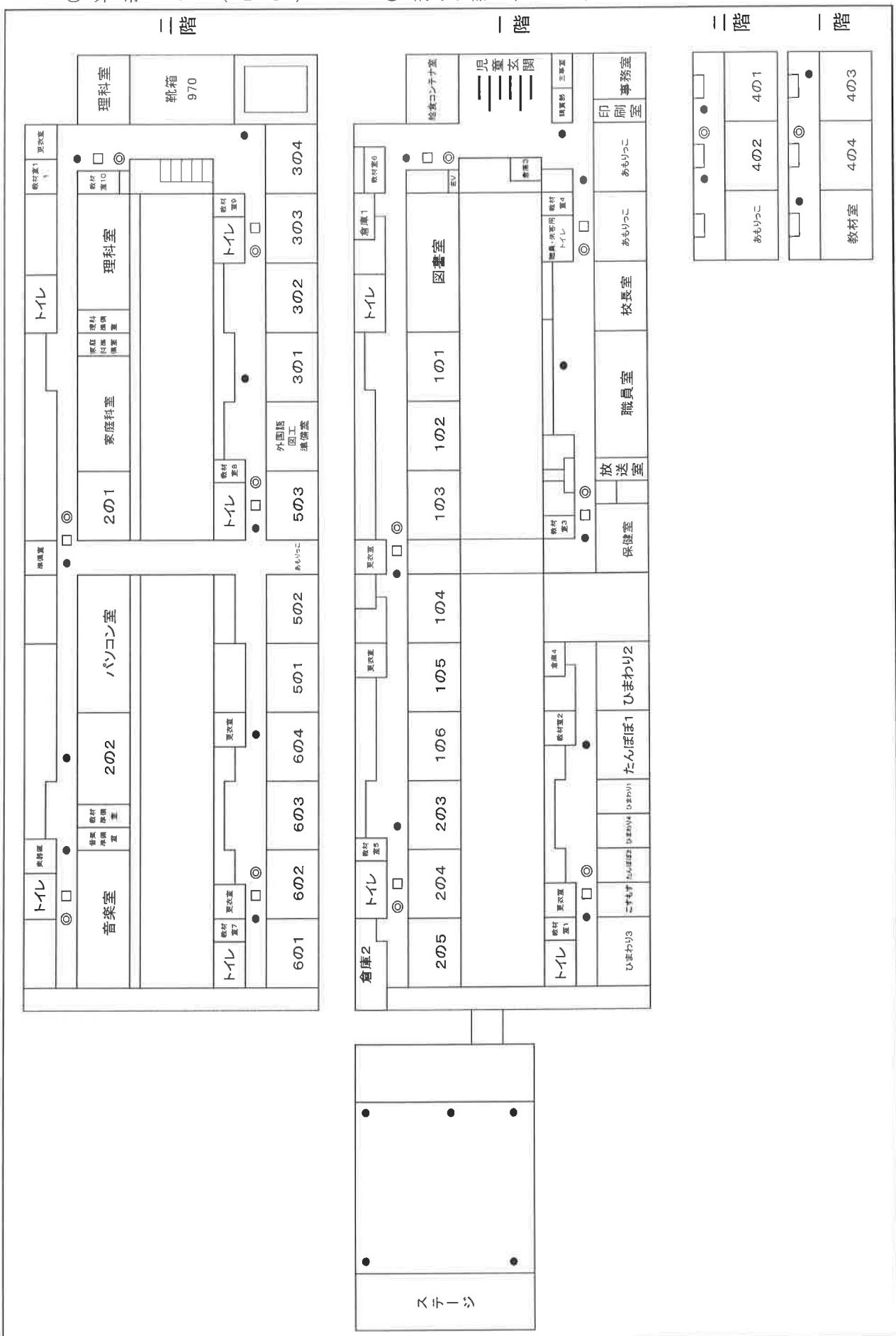
別表1

○ 防火施設・設備の配置数及び配置図

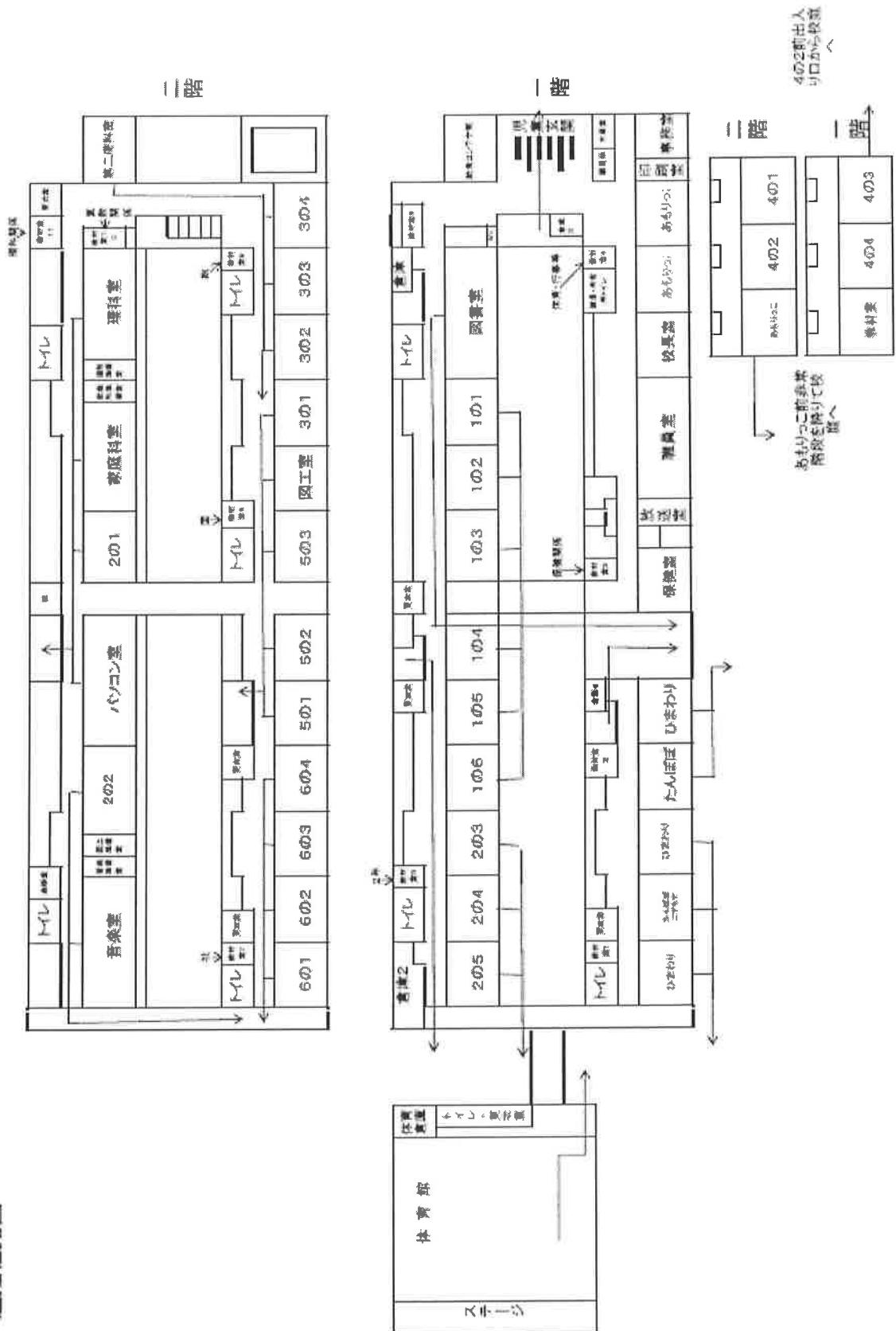
◎ 非常ベル (15)

● 消火器 (27)

□ 消火栓 (13)

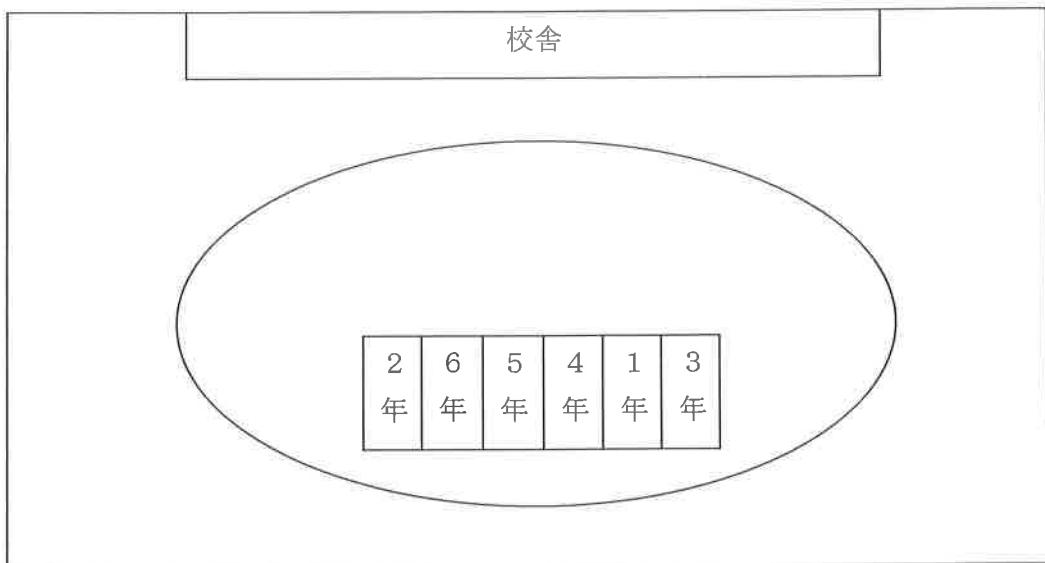


○ 避難経路　※(火元から遠ざかる方向へ避難する。)

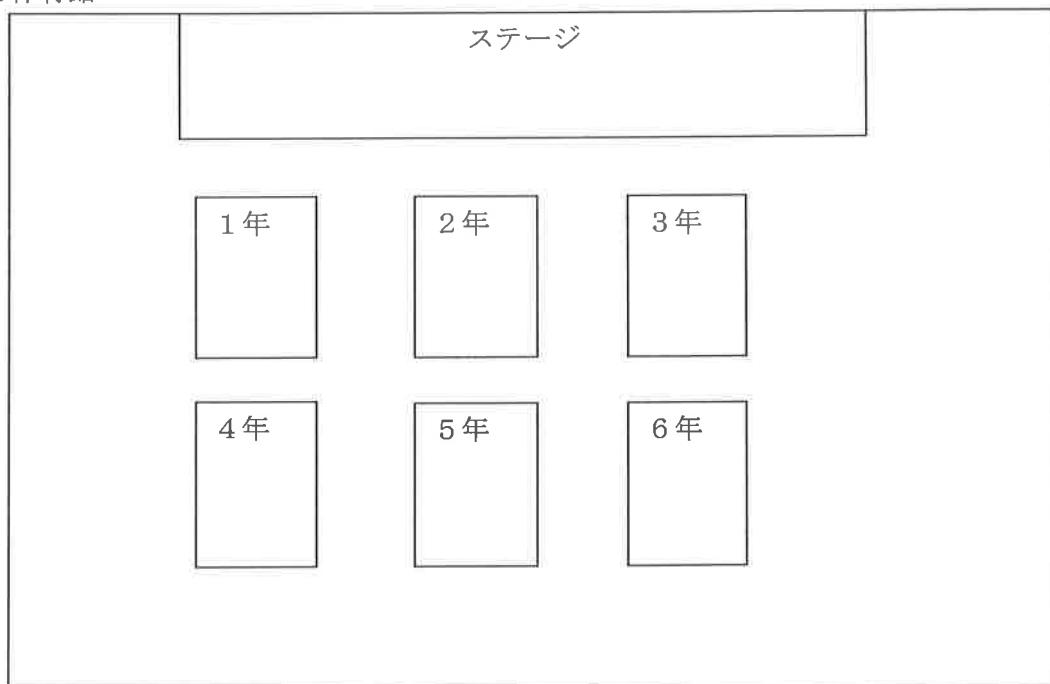


○ 避難場所

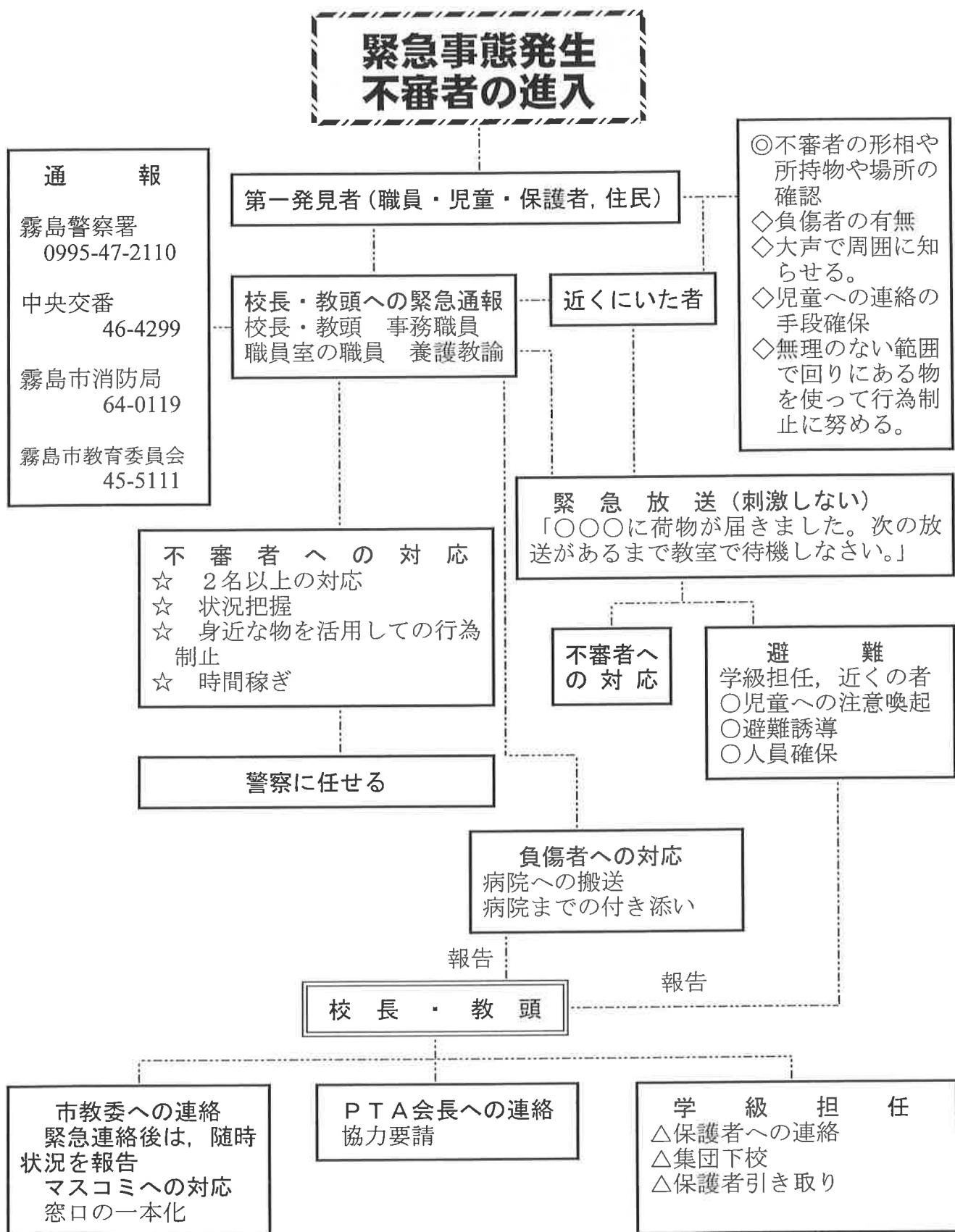
○校庭



○体育館



緊急処理体制(不審者侵入)



緊急処理体制（自然災害等）

災害発生（地震、水害、台風等）

在校時の場合

- ・子どもたちの安全確保
- ・近隣の被災状況把握し情報提供
- ・災害に関する情報収集

在宅の場合

※職員

- ・家族の安全確保
- ・近隣地域の被災状況の把握と情報提供
- ・近隣地域の救助活動
- ・災害に関する情報収集

《集団下校》

○ P T A会長、副会長、子供育成会役員への連絡（育成会役員は地域内に連絡）

○子供育成会役員を中心に、地域ごとの危険箇所で指導

◇地域担任が各地域まで引率し、子供育成会役員に引き渡す。保護者は適時出迎え

◇地域担任は、引き渡し後校長に連絡

《学校待機》

◇学校待機の旨を、連絡網を通して連絡

○各地域ごと安全を見計らって児童を迎える。（代表者）

◇児童は迎えが来るまで学校待機

出勤可能

勤務校へ

災害等で出勤不可能

最寄りの学校等で
復旧に尽力
地域でのボランティア活動

復旧次第出勤

教育委員会

○被害状況報告

○学校対応の相談

霧島市教育委員会
TEL 42-1111

災害対策組織

- 1 校長（総括指揮）
- 2 教頭・三主任

関係機関

○連絡、情報収集

霧島市消防局 64-0119

警察署 47-2110

【地震の場合】

◇ 授業中

状況予測	教職員の対応等	児童の行動等
<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、揺れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「机の下にもぐれ」 ・ドアや窓を開ける。 ・頭部の安全を確保する。 ・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。 ・避難経路確保のために入り口を開ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の指示をよく守り勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、机の脚を持つ。 ・主振動が収まるまで行動を起こさない。
<ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まつたら 	<ul style="list-style-type: none"> ・「落ち着け、怪我をした者はいないか」 ・人数を確認する。 ・負傷者の有無を確認する。 ・負傷者の救出、応急手当をする。 ・停電等も予測されるので、担任等の状況判断により、避難の準備を指示する。 ・揺れが収まつたらより安全な所へ避難させる。(名簿等を持参) ・押さない、走らない、喋らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・深呼吸などをして、自分自身の気持ちを落ち着かせる。 ・上履きのまま避難する。 ・身近な物で頭部を保護する。

実験・実習中の場合

- ・「火を消せ」コンロやガス等の火を消す。(消火器や濡れ雑巾を使用することもある)
- ・器具やガラスの破片から身を守らせる。
- ・こぼれた薬品等に近づけさせない。

◇ 体育館

状況予測	教職員の対応等	児童の行動等
<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、揺れがある。 ・ガラスが飛び散る。 ・照明器具が落ちる。 ・壁のタイルなどが落ちる。 	<p>○体育館は構造上それぞれ安全な場所が異なるので、前もって集まる場所を決めておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「頭を守れ」 ・落ち着いて指示し、勝手な行動をさせない。 ・ガラスの飛散から身を守らせるため安全な場所に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の指示をよく守り勝手な行動をとらない。 ・しゃがんだ状態で主振動が収まるまでじっとしている。 ・頭を手や衣服等で守る。 ・移動可能な場合は、安全な場所に移動する。 ・頭を守り、体育館の外に避難する。

◇ グラウンド

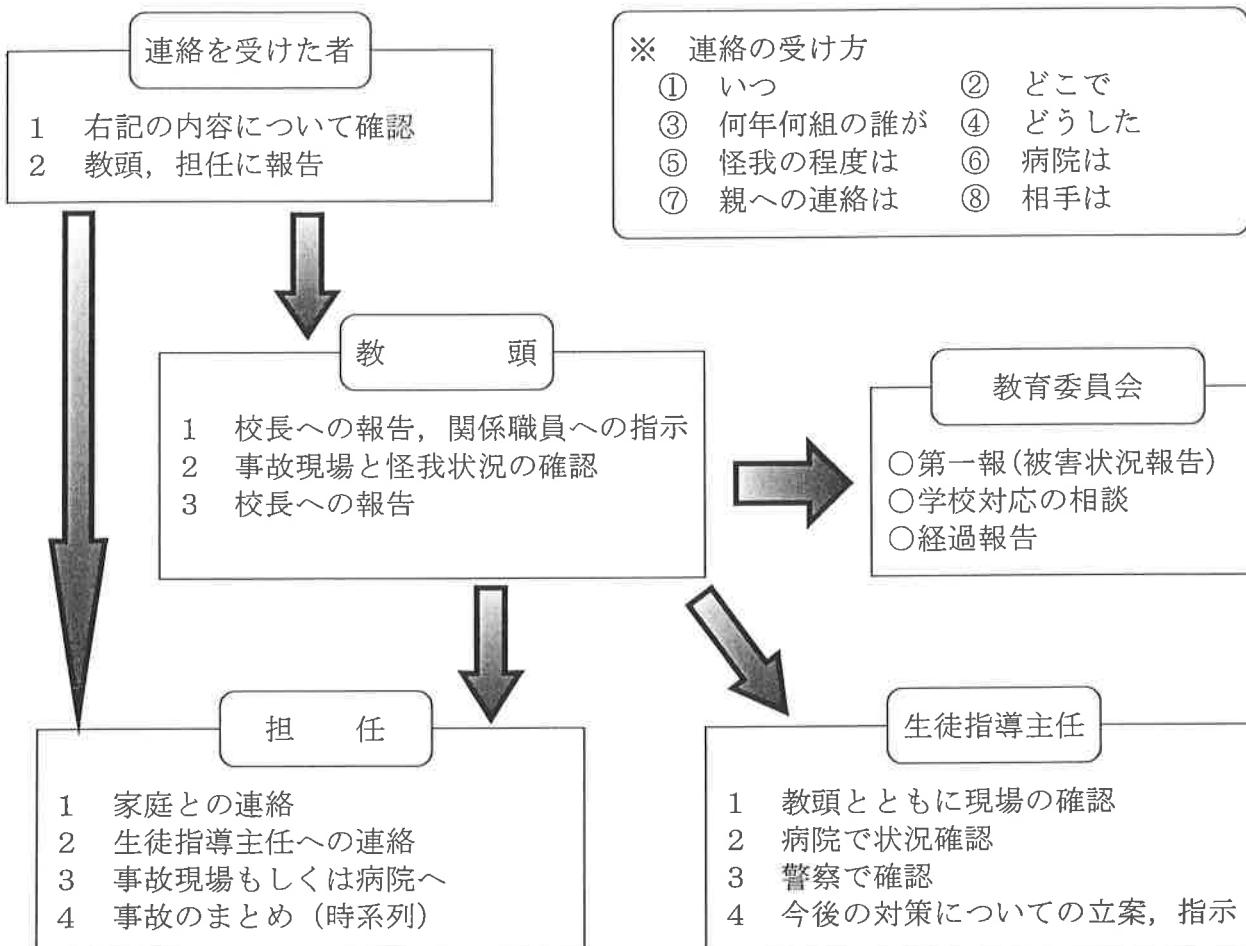
状況予測	教職員の対応等	児童の行動等
<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、揺れがある。 ・校舎等の壁やガラスが落ちる。 ・サッカーゴール、バスケットゴール等が倒れる。 ・大きな揺れが収まつたら 	<ul style="list-style-type: none"> ・「真ん中に集まれ」 ・「頭を守れ」 ・落ち着いて指示し、勝手な行動をさせない。 ・「落ち着け、怪我をした者はいないか」 ・人数を確認する。 ・負傷者の有無を確認する。 ・負傷者の救出、応急手当をする。 ・頭を守らせ安全な所へ移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の指示をよく守り勝手な行動をとらない。 ・しゃがんだ状態で主振動が収まるまでじっとしている。 ・頭を手や衣服等で守る。

◇ 休憩時間中

状況予測	教職員の対応等	児童の行動等
<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、揺れがある。 ・各教室、グラウンド体育館と同様の状況が予想される。 ・悲鳴や泣き声等により混乱した状態となり「逃げなければ」という心理から入り口や階段等に殺到し二次災害を引き起こすことが予想される 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送やハンドマイク等を使用して的確に全体的指示をする。 ・児童の安全を確保するために、発生後速やかに教職員が定められた役割分担のもと、校内各所でそれぞれの状況に応じて対処する。 ・児童がパニック状態になっていることが予想されるので、大きな声ではつきり指示しながら安心させる言葉かけも必要である。 ・近隣の教職員との連携を図りながら避難経路の安全確保、危険物の除去を行う。 ・災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難させる。 ・最終的な避難場所を指導徹底しておく。 ・児童の名前を確認するとともに、順次学級担任等へ引き渡す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送でハンドマイクの声が聞こえるよう無言で行動する。 ・安全な場所でしゃがんだ状態で主振動が収まるまでじっとしている。 ・頭を手や衣服等で守る。 ・教師の指示に従い、勝手な行動をとらない。

緊急処理体制（交通事故等）

【児童の場合】



【職員の場合（加害、被害によって対処が違う）】

- | | |
|---|--|
| ① けが人がいた場合は、まず介助もしくは処置のための行動
② 警察への連絡
(状況によっては近くの人に依頼する。また、怪我の状況によっては救急車の依頼)
③ 車の移動（交通障害にならない所へ移動させる）
④ 学校（校長、教頭）への連絡
○事故の場所 ○事故の程度 ○相手の氏名、職業、怪我の状況
⑤ 保険会社への連絡
⑥ 現場検証の立ち会い
⑦ 処理の仕方について
当事者同士を含めた話し合い
⑧ 事故車の処理の依頼
⑨ 学校への報告
⑩ 病院への見舞い | 【確認事項】
①警察への報告もしくは届出（事故証明書）
②相手方の確認
- 氏名、勤務先、住所、電話番号等（免許証）
- 車両の所有者及び使用者、車両の登録番号
(車検証等で確認)
- 自賠責保険と任意保険の会社名と証券番号
- 事故当時、業務中か業務外か |
|---|--|

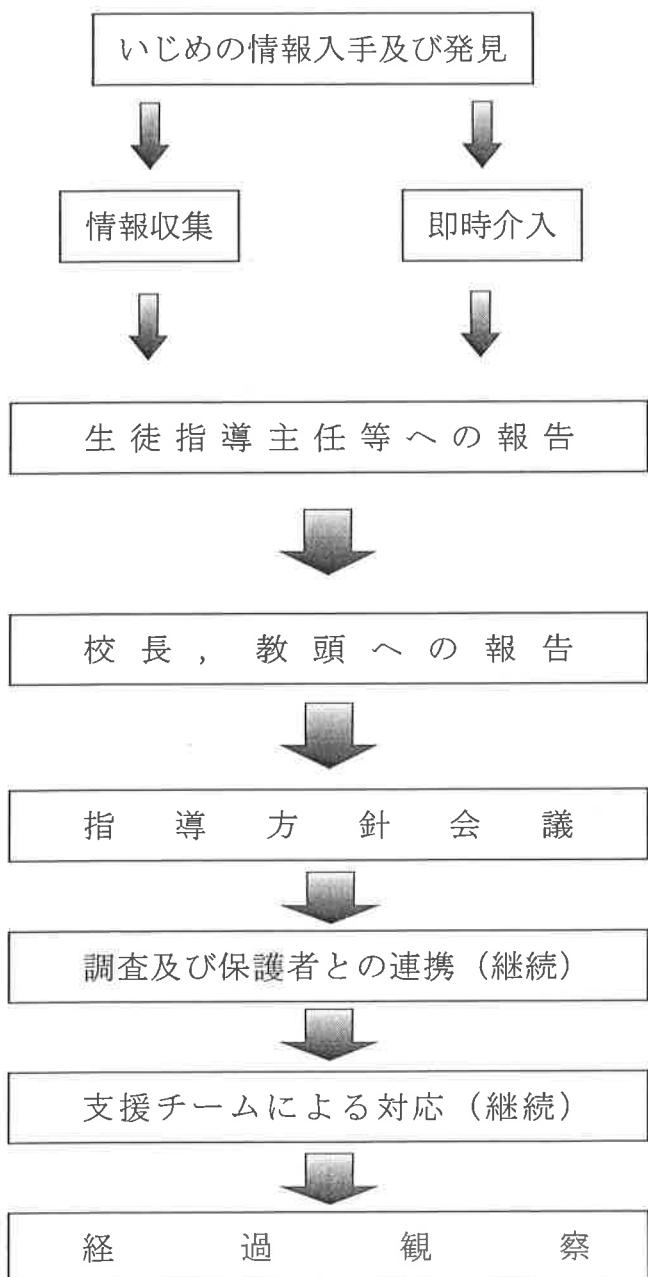
緊急処理体制（いじめ問題等）

いじめの定義（文部科学省）

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。
なお、起きた場所は、学校の内外を問わない」とする。

※ いじめを見て見ぬふりをする行為（傍観者）、また、周りではやしたてる行為（観衆）もいじめる行為同様、許されないことである。

いじめへの具体的な対応（基本的な流れ）



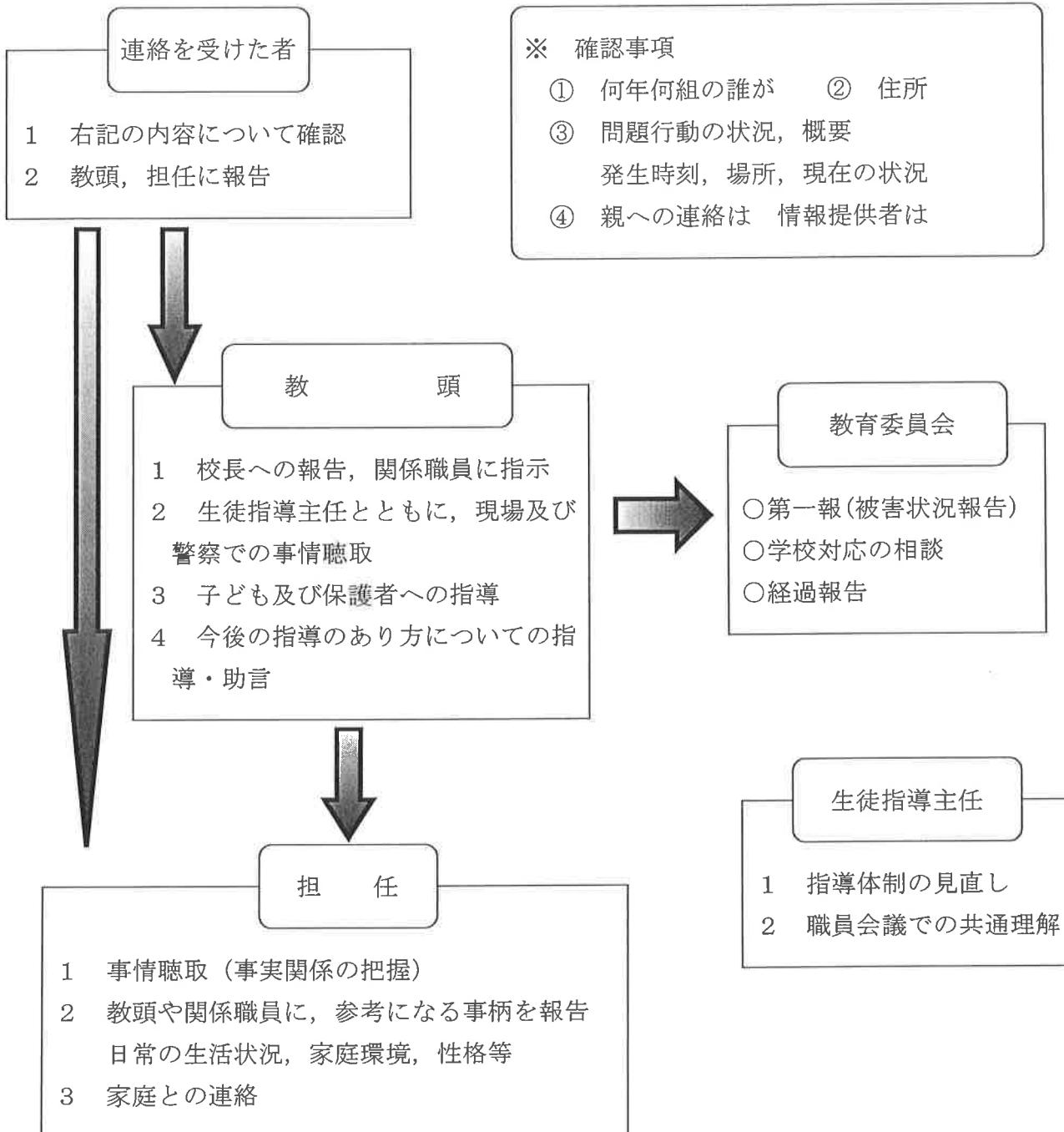
【いじめ情報を入手】

- 「いじめではない、大丈夫だろう」などと個人的な解釈で看過しない。
- 他の教師に、情報の収集や観察等の協力をもらう。
- 子どもたちと過ごす時間を増やし、状況を観察する。
- 朝の会、帰りの会、学年集会等で、いじめ問題について一般的な話をし、教師のいじめ問題に対する強い姿勢を示す。

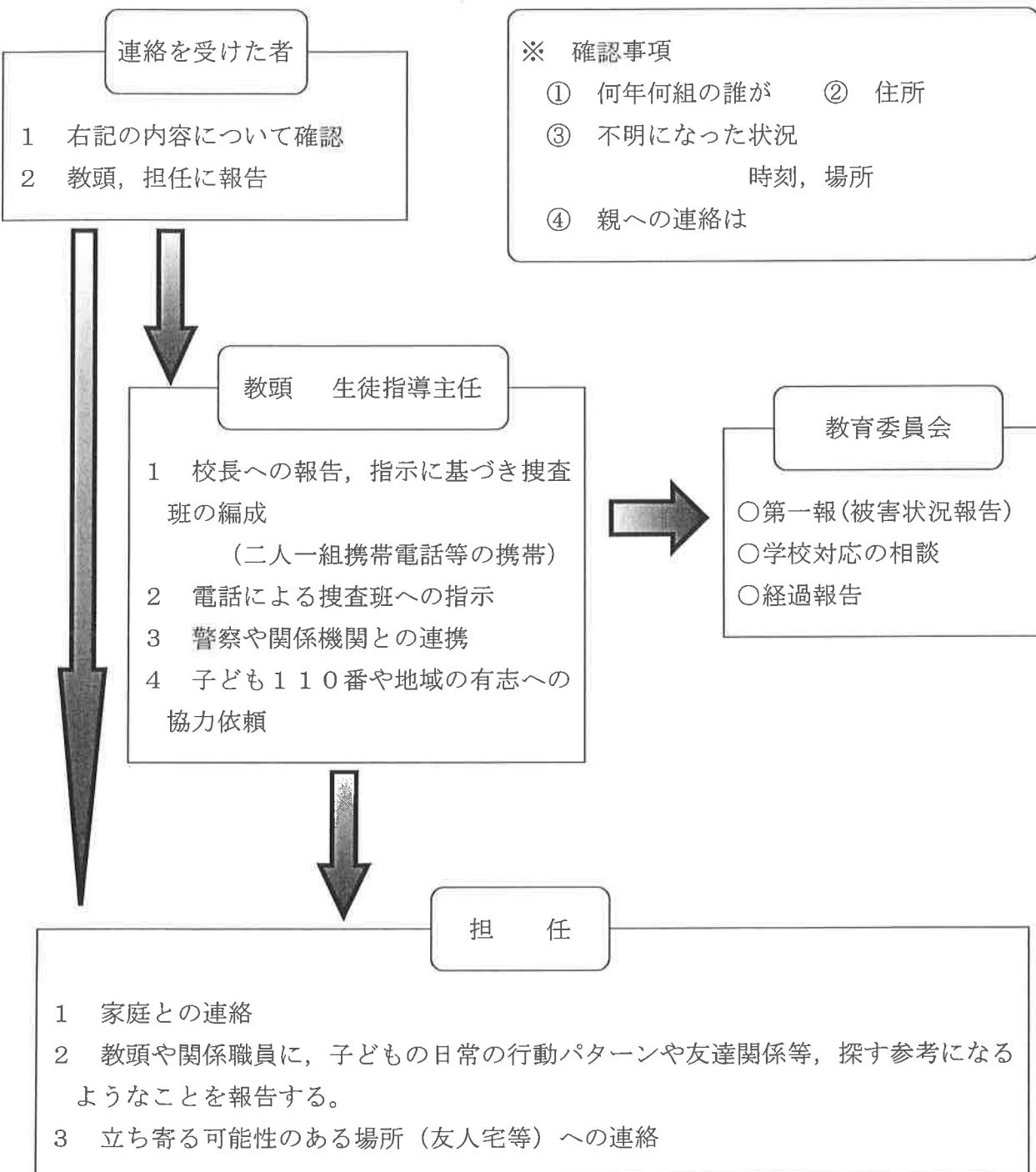
【いじめの現場を発見】

- 感情的にならず、毅然とした態度で介入する。
- 発見者は、学級担任、当該学年の学年主任、生徒指導主任等に報告する。
- 関係した子どもに対し、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- その日のうちに、関係教職員間で共通理解を図る。
- 生徒指導主任等は、一連の記録を必ず取り、校長・教頭に報告する。

緊急処理体制（万引等問題行動）



緊急処理体制（子ども所在不明等）



緊急処理体制(児童虐待)

- よくけがをするが、原因がはっきりしない。
- 警戒心が強く、何事にも意欲が乏しい。
- 身体的発育が著しく遅れている。 ○ 身体的接触をいやがる。
- 集団から離れて孤立している。 表情が乏しく、元気がない。
- 衣服がいつも汚れています、季節にそぐわない格好をしている。

児童虐待、または児童虐待と疑われる事態を発見

専科等

担任

養護教諭

〈要保護児童発見者の通告義務〉

保護者のない児童、または保護者に監護されることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所、または児童相談所に通告しなければならない。

[児童福祉法第25条]

校長・教頭への報告

〈児童虐待に係る通告〉

児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法第25条の規定により通告しなければならない。

[児童虐待の防止等に関する法律 第6条]

市教委への報告

祉事務所・児童相談所・保健所への通告・連絡・相談

事後の措置

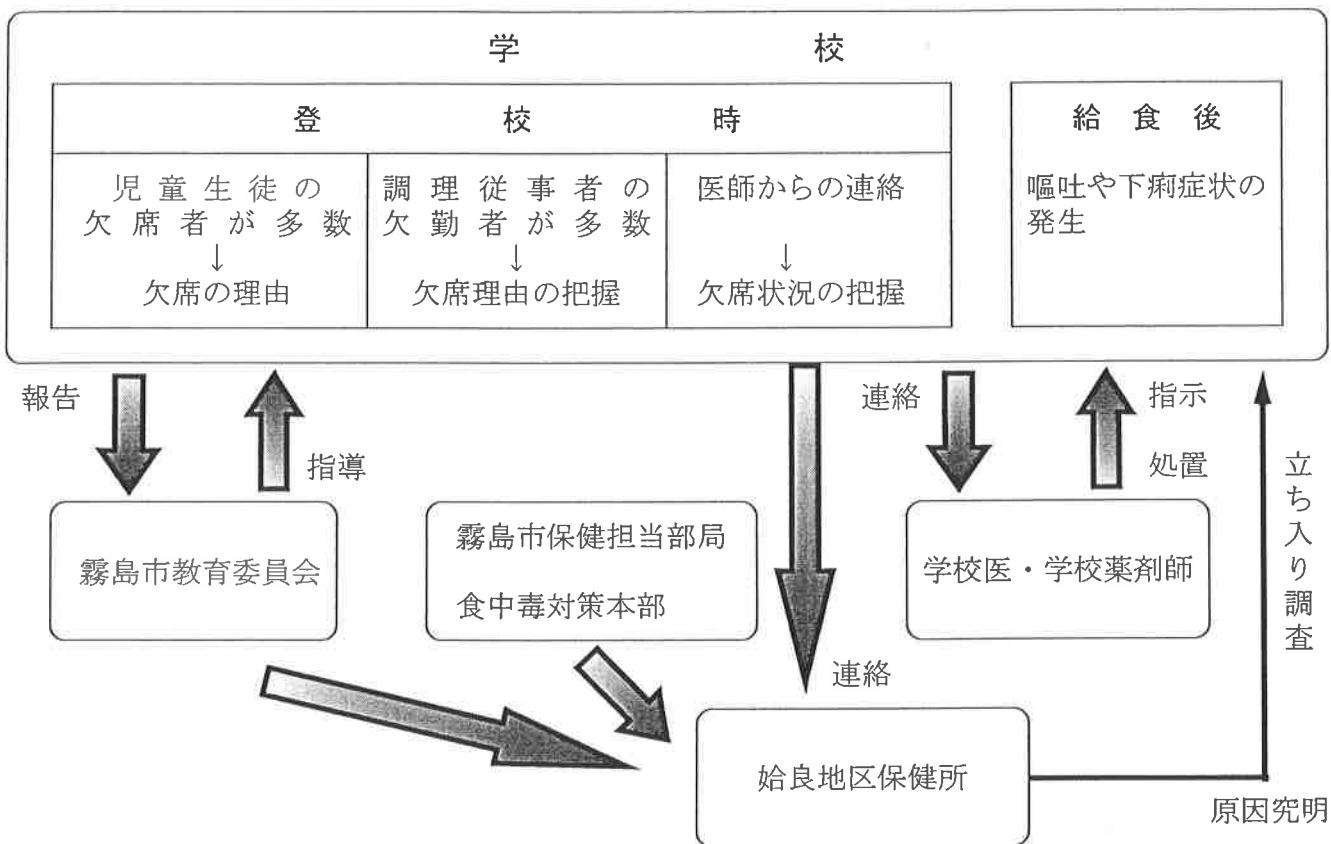
支援チームによる対応

関係機関等との連携

子どもへの対応

加害者への対応

緊急処理体制(食中毒発生)



◇ 異物混入

